

日 時 令和7年3月21日（金）14：00～15：17

会 場 岐阜県庁20階 会議室2001

出席者 鈴木会長（会長）、熊谷委員、佐藤委員、杉浦委員、平山委員、
山科委員 （※会長を除き委員名簿順）

中川係長 開会

伊藤次長 冒頭挨拶

奥村係長 委員紹介（配布名簿にもって代える）

資料確認（資料不足なし。）

開催要件確認（委員11名のうち6名（過半数）の参加を確認）

鈴木会長 それでは、議題（1）「岐阜県における措置入院制度の運用について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局 （資料1－1及び資料1－2により説明）

杉浦委員 資料1に記載された取組みは、措置診察率が低いということが発端となっているということだが、こうした取組みの先には、措置診察率を上げることがその目的に入っているのか、それとも措置入院制度の充実が着地点なのか。

事 務 局 措置診察率を何パーセントにすれば目標達成というものではない。

精神保健福祉法の目的である人権擁護、そして地域支援が目的であり、措置診察率の目標はない。患者さん達への支援を突き詰めていくことが目標である。

熊谷委員 措置入院が少ないということで岐阜新聞に載ったのだが、そこで指摘されたのは、暴れて警察に頼ったが、大丈夫だと言われ家に帰ってくるものの、また暴れて困っているという点である。措置不要であると言われるということが多くて困ったという点が問題点だったのではないか。

もう1点、「措置診察が必要とされた被通報者に係る移送の対応」についてであるが、県には移送用の車両があると聞いているが、介護タクシー会社はどのような車両を利用しているのか。

事 務 局 県では、介護タクシー会社の保有する車両を利用するわけではなく、

介護タクシー会社の人員が移送によって有効な資格等を有していることに着目して移送業務を委託している。

また、警察が対応している人物について、すべて入院が適切ということではないし、すべて入院が解決するというものでもない。措置診察不要でも、何ら対応をしないということはない。別の形での受診支援をするなど全てが措置である必要はない。

熊谷委員 家族が困っているのは、保健所はその場の対応が上手なので診察の場面では落ち着いているが家に帰ってくると暴れてしまうという点である。

その時に対応する市町村や保健所は上手いことやってくれていないので、家族の気持ちになってほしいと考えているのではないか。

また、合同研修会を開催したとのことだが、家族会には案内はあったのか。

事務局 合同研修会は措置制度の関係者以外の家族会や一般の方には案内していない。

熊谷委員 一番の関係者は、家族や当事者である。県の会長とかを参加させてもらえるとありがたい。

事務局 家族会や精神保健福祉センターなどでご家族や一般の方向けの研修会は実施されている。この研修会は法令や制度に関するものとして、一般向けのものと棲み分けしている。

鈴木会長 (4)(5)で精神保健福祉士を雇用したことによる効果はあるのか。

また、移送制度の委託業務と指定医当番制について、運用開始後の状況を教えてほしい。

事務局 保健所に精神保健福祉士を配置したことについてであるが、保健所は公衆衛生の機関であり医療の部分を担当する立場であるため、福祉の分野には明るくないのだが、精神保健福祉士の方は福祉の視点で先のことを見据えて支援をしていく、福祉制度の案内をしてもらえるという点は心強いと感じる。

移送制度と指定医当番制について、まず指定医当番制についてだが、休日で

あってこれまで指定医がなかなか見つからなかった場合でも、当番制となることでずっと当番に入ってもらえることですぐに対応できるため、指定医を探す時間が無くなり楽になったと保健所から聞いている。

また、移送補助に関しては、介護タクシー会社の方々はプロの方ばかりなので患者に上手に対応してもらえている。保健所職員も安心して運転等の業務に従事できていると聞いている。

山科委員 （１）の国への要望について回答はあるか。

また、措置入院制度は、自由を奪うという点で検証が必要なプロセスであるが、措置入院制度も精神保健福祉法上の入院形態の１つにすぎないので、措置入院制度だけでなく、出口戦略を考える必要があるのではないか。児童福祉法だと個別事例の検討を行うのだが、精神保健福祉法でも個別事例を踏まえてどのように対応するか共同作業を行わないと地域共生社会という目標を達成できないし、関係機関の理解は深まらないのではないか。市町村も大切な機関だが、そのみならず機関をまたいで研修を実施して出口を見据えていく必要があるのではないか。

事務局 まず、（１）の国への要望についてであるが、回答はない。

また、共生社会の実現という点で、これからは障害者も一緒になって社会を形成していくという点で重要であると感じる。措置診察も一時点でしかなく、出口も見据える必要があるという点をご指摘のとおりである。精神では、現在にも包括支援というのを今実施している。もうすぐ全圏域の市町村で実施できる段階になっている。個別具体的な事例をやっていないか、といったらそういうことではなく、市町村や保健所では事例検討は実施されている。

鈴木会長 それでは、続いて議題（２）「改正精神保健福祉法の施行に伴う対応について」事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料２）により説明）

熊谷委員 この間、新聞で記載のあった、病院の廊下で寝ていた人の手を引っ張

って部屋に戻そうとした件について、どういった声かけがあったかは知らないが、放っておくのも虐待と思うが、どうすればいいのか。

鈴木会長 確かに判断が難しい部分もあるが、この会議はそれを判断するところではなく、県の方で詳細に調査したうえで、適切に判断され则认为る。

熊谷委員 病院も人手不足であり、その患者だけに対応していたら他の患者にしわ寄せがいくので問題である。養南病院は対応がいい病院だと認識している。病院も困ってしまうと思うので、フォローしてほしいと家族会としては思う。

鈴木会長 ご意見として承る。

山科委員 入院者訪問支援事業についてだが、このような制度を患者が知らないと思患者から訪問してほしいとの依頼は来ないと思われるが、どのように周知を行っているのか。

事務局 10月からスタートしたということで市町村、医療機関への説明会を実施し、リーフレットやポスターで周知している。市町村同意の方には十分周知が行われていると認識している。

山科委員 この制度について、患者や病院からどのように受け止められているのか。

事務局 病院は協力的に実施していただいている。慢性的、長期的な患者が訪問に来てくれたということで、好意的な受け止めが多かったという報告を受けている。

熊谷委員 本日家族の方から相談があり、父親が患者を入院させたら、患者から退院の要望書のようなものが出されて、家族にも手紙が来てびっくりした。

鈴木会長 (退院請求について説明)

鈴木会長 今まで措置入院に関する審査制度がなかったことは不思議である。指定医複数名が関わっているからよいとされてきたのだろうか。

また、虐待通報については障害者施設や高齢福祉施設等では制度化されてい

るが、制度化されていない分野はあるのか。

山科委員 学校や、精神科以外の病院はまだではないか。

鈴木会長 県庁も忙しいと思うので、今後通報窓口を他の部分で担ってもらうことも検討してもらえるとよい。

平山委員 入院者訪問支援員の研修を受けた方は、県では何名いるのか。

事務局 合計13名に研修を受けてもらい、支援員として養成した。

山科委員 全国どこでもこのような制度はできているのか。

事務局 今年度だと、全都道府県の6割であり、来年度中には全都道府県で実施される見込みである。

鈴木会長 それでは、続いて議題(3)「精神疾患ごとの精神科医療機関の機能の明確化について」事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料3-1及び資料3-2により説明)

山科委員 若年者の薬物・大麻が増えているというのが、刑事事件を取り扱っていると実感するところである。また、女性の依存症多いのではないか。

このポンチ絵を見ると、男性が相談しているというイメージとなっているが、イメージが先行していないか。

事務局 コロナ以降は、競馬などインターネットでギャンブルができるようになり、またネットカジノなどに女性が参加することも増えてきた。このような状態が、自殺やひきこもり、孤独孤立に繋がっていくことになる。依存だけではなく孤独、孤立について健康福祉部として色々取り組んでいる。

熊谷委員 性犯罪の依存症は少ないか。自分の知り合いだと、4回くらい繰り返しており、刑務所から出ても結局再犯している。

事務局 全く0ではないとは思う。ICD-10の診断基準では、3つ(アルコール、薬物、ギャンブル)であるが、いろんな依存種類あり、病院も対応していると思う。

熊谷委員 病院にも通院しているし、依存症のグループにも参加しているが、そ

れでもやってしまう。どのように対応すればよいか。

鈴木会長 摂食障害など依存症的な傾向がある疾患もある。広い視野を持って治療だけの問題ではない。IRの実施など社会政策上の問題である。

各医療機関や県庁、精神保健福祉センターが広い視野を持って取り組んでいく必要がある。

続いて、議題「3 その他」として、本日の審議会全般を通じて、委員の皆様から質問、意見等があったら承りたいと思うが、どうか。

熊谷委員 入院者訪問支援事業の対象は、首長同意の医療保護入院だけか。

事務局 お見込みのとおりである。制度も今年度始まったばかりなので、浸透しつつあるのではないか、来年増えるのではないかと思う。

熊谷委員 家族が面会に行くと病状が悪化したり、家族と人間関係が悪い人もいる。そういう人も広げてもらえると有難い。

事務局 まずは首長同意の方が対象となっているため、面会できる方がいれば、面会していただきつつ、家族会と両輪でできると思っている。

鈴木会長 それでは、意見も出尽くしたようなので、各委員からの意見や助言に関する今後の対応については、事務局にて検討をお願いする。

それでは、以上をもって本日の議事は終了とするので、進行を事務局に戻す。

事務局 委員の皆様には、貴重な御意見を多数いただき、ありがとうございました。

本日の御意見を踏まえ、今後の対応について、引き続き検討を進めて参ります。本日の会議の議事要旨ですが、後日、皆様にご確認をお願いすることもあるのでよろしくお願いします。それでは以上をもちまして本日の審議会を終了する。